

大分市学校給食東部共同調理場調理等業務委託

募 集 要 項

大 分 市 教 育 委 員 会

目 次

1. 募集要項等の定義	2
2. 業務委託名及び業務内容	2
3. 業務履行期間	2
4. 選考方法	2
5. 選定基準	3
6. 参加資格等	3
7. 業務受託事業者募集等の実施スケジュール（予定）	5
8. 募集要項等の公表	5
9. 募集要項等に関する説明会	6
10. 募集要項等に関する質問の受付・回答	6
11. 書類の受付・審査	6
12. プレゼンテーション及びヒアリング	8
13. 提案書等に関する条件	9
14. 業務委託実施に関する事項	11
15. 留意事項	11

1. 募集要項等の定義

大分市教育委員会（以下「市教委」という。）では、大分市学校給食東部共同調理場において、平成20年9月より学校給食の調理等業務を民間事業者に委託することにより実施しております。現在の業務受託事業者との契約履行期間は令和8年7月31日までとなっており、引き続き学校給食の調理等業務を民間事業者に委託することにより実施いたします。

また、令和8年8月1日以降の調理等業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用します。

この募集要項は、調理等業務委託事業に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、本募集要項に併せて配布する資料（要求水準書・添付資料・様式集・別表集・書式集・図面集）も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

2. 業務委託名及び業務内容

- (1) 業務委託名 大分市学校給食東部共同調理場調理等業務委託
- (2) 業務内容 要求水準書（別添1）のとおり。

3. 業務履行期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

4. 選考方法

- (1) 「大分市学校給食東部共同調理場調理等業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、厳正かつ公正に受託候補者の選定を行う。
- (2) 受託候補者は、選定委員会の審査にもとづき、市教委が決定する。
- (3) 選定委員会において、提出された「企画提案書」等の書類の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を別添2「大分市学校給食東部共同調理場調理等業務受託候補者選定基準」により審査し、応募事業者ごとの評価点(選定委員会の各委員が評価した点数を合計して得た点数をいう。以下同じ。)を比較し、評価点が最も高い応募事業者を、受託候補者として選定する。
- (4) 評価点が最も高い応募事業者が複数存在する場合は、選定委員会の多数決により選定する。
- (5) 選考結果は応募事業者すべてに通知する。
- (6) 受託候補者が、契約を締結しない場合は評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。
- (7) 応募事業者が1事業者の場合でも審査を行い、選定委員会が適切な応募事業者と

判断した場合は受託候補者とする。

- (8) (3) から (7) にかかわらず、評価点が、審査を行った委員の人数に 117 点を乗じて得た点数に満たない応募事業者を受託候補者として選定しない。
- (9) 上記以外の状況が発生した場合は、選定委員会で協議して受託候補者を選定する。

5. 選定基準

別添 2 「大分市学校給食東部共同調理場調理等業務受託候補者選定基準」のとおり。

6. 参加資格等

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ①法人格を有していること。
- ②これまで、小学校若しくは中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を 3 年以上有している者又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた同一メニューを 1 回 300 食以上若しくは 1 日 750 食以上を提供する調理施設での調理業務の経験を 5 年以上有し、かつ現在特定給食施設での調理業務契約を締結している者であること。
- ③市教委との連絡・調整が速やかに行えるよう、大分市内に本社、支社、営業所、事業所等のいずれかを本業務受託開始までに有している者であること。
- ④製造物責任 (PL) 法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- ⑤業務受託事業者は、契約締結時点で①②④の要件を満たす履行保証人を確保できる者であること。

(2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者になることはできない。

- ①地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②大分市の指名停止措置を受けている者
- ③破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- ④法人税、消費税、地方消費税又は大分市税を滞納している者
- ⑤公告日から過去 3 年以内に、学校給食において食品衛生法に基づく食中毒等による行政処分を受けた者
- ⑥応募事業者の責に帰する事由により食品衛生法に規定する営業許可を受ける

ことができない者

⑦応募事業者となる団体等が次のいずれかに該当するとき。

- ア. 役員等（役員及び支配人、支店又は営業所の代表者その他実質的にその経営に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ. 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- カ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ. 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示 377 号）に基づく排除措置期間中であるとき。

⑧公告日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者

（3）応募資格の確認

応募事業者の確認は、公告日を基準とする。ただし、公告日から契約締結日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格又は受託候補者決定の取消しとする場合がある。

7. 業務受託事業者募集等の実施スケジュール（予定）

募集等実施スケジュールは次のとおりとする。ただし受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

スケジュール項目	日 程
募集要項等の公表	令和7年12月19日（金）
募集要項等に関する説明会	令和7年12月23日（火）
募集要項等に関する質問の受付	令和7年12月19日（金）～ 令和8年 1月 5日（月）
募集要項等に関する質問に対する回答	令和8年 1月 9日（金）
書類の受付	令和8年 1月 9日（金）～ 令和8年 1月23日（金）
書類審査	令和8年 1月23日（金）～ 令和8年 1月30日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年 2月中旬（予定）
結果の通知	令和8年 2月下旬（予定）

8. 募集要項等の公表

（1）公表方法

本委託業務に関する募集要項（本書）等の資料は、大分市のホームページにおいて公表することとする。

（2）公表書類

- ①募集要項・・・本書
- ②要求水準書・・・別添1
- ③業務受託候補者選定基準・・・別添2
- ④参加表明書兼参加資格審査申請書提出要領・・・別添3
- ⑤様式集
- ⑥別表集
- ⑦書式集
- ⑧図面集
- ⑨学校給食異物混入時の対応マニュアル
- ⑩大分市立学校食物アレルギー対応マニュアル（抜粋）
- ⑪誓約書

※なお、上記書類が必要な場合は、各自、大分市のホームページよりダウンロードしてください。

9. 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日 時 令和7年12月23日(火)

(受付:午後2時から 説明会:午後2時30分～午後3時30分)

(2) 場 所 大分市学校給食東部共同調理場

(3) 住 所 大分市大字海原916番地の3

(4) 留意事項

①説明会参加希望事業者は、令和7年12月22日(月)午後5時15分までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を東部共同調理場(TEL097-521-7832、FAX097-521-7842)に連絡すること。

②説明会では、原則として募集要項等の配布はしないので、各自持参すること。

③参加人数は1事業者につき3名までとする。

④衛生管理の観点から、1階(玄関、ホールを除く)及び2階受託事業者エリアは立ち入り禁止とする。

⑤説明会への出欠がプロポーザルへの参加に影響することはありません。

10. 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受付、回答する。

(1) 質問の提出方法

質問書(様式6)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和7年12月19日(金)～令和8年1月5日(月)午後5時15分まで

(3) 回答期日

令和8年1月9日(金)

(4) 電子メールアドレス

tobuchori@city.oita.oita.jp

(5) 質問及び回答の公開

募集要項等に関する質問及び回答は大分市ホームページにて公開する。

なお、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しない場合がある。

11. 書類の受付・審査

応募事業者は、次により提出すること。

(1) 受付(提出)期間

令和8年 1月9日(金)～令和8年 1月23日(金)
(土曜・日曜・祝日を除く。受付時間:午前8時30分～午後5時15分まで。)

(2) 提出書類

- ①参加表明書兼参加資格審査申請書等(様式1、2)
- ②企画提案書(様式8-1～8-8)
- ③見積書(様式9)
- ④調理業務実績(様式3)
- ⑤会社概要(パンフレット等を含む)、経営状況についての調査表(様式4)、財務諸表類
- ⑥暴力団排除に関する誓約書(大分市の入札参加資格の認定を受けている者を除く)
- ⑦その他申請書等提出要領(別添3)に記載された提出書類

上記①～⑦を、様式5(申請書書類チェックリスト)を先頭とし、チェックリスト順にA4版フラットファイル1冊に編冊のうえ提出すること。なお、ファイルの表紙及び背表紙に「業務委託名、事業者名」を記載した表紙を付けること。

※募集要項等で提出を求められている書類のみを提出すること。

(3) 提出書類詳細内容

- ①参加表明書兼参加資格審査申請書等(様式1、2)
参加表明書兼参加資格審査申請書提出要領(別添3)による。

②企画提案書(様式8-1～8-8)

ア. 書式

- (ア) A4版用紙、横書き、左綴じとすること。
- (イ) 評価項目・評価視点について記載すること。

イ. 無効(失格)となる企画提案書

- (ア) 提出方法、提出先又は提出期限のいずれかに適合しないもの。
- (イ) 虚偽の内容が記載されているもの。

③見積書(様式9)

ア. 見積額は年度ごとに下表の金額の範囲内であること。

年 度	上限金額(円) (消費税及び地方消費税を含む)
令和8年度	117,507,500
令和9年度	176,666,600
令和10年度	176,666,600
令和11年度	58,793,900
合 計	529,634,600

- イ. 見積書には、希望契約金額の 110 分の 100 の金額をそれぞれ記載すること。
- ウ. 要求水準書（別添 1）に基づき作成すること。
- エ. 見積書（様式 9）を先頭に人件費、保健衛生費、現場経費及び管理費等、年度ごとの詳細な積算内容書を添付すること。
- オ. 見積書に押印する印鑑は実印又は大分市に届け出している使用印とする。（副本はコピー可）。
- カ. 見積内容は企画提案書等と同一のものとし、違うものは認めない。
- キ. 見積額が「ア」を超える場合、又は異常に少ないなど、本委託業務の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。

④調理業務実績（様式 3）

募集要項 6. 参加資格等（1）参加資格②の確認が出来ること。また、調理等委託業務実績が多い場合は複数枚になってもよい。

⑤会社概要（様式 4）

経営状況についての調査表（様式 4）、会社の沿革（設立から現在に至るまでの経緯）、会社の組織（支店、営業所、事務所及び組織図）、及び直前 3 期分の財務諸表類（損益計算書及び貸借対照表の写し）。
なお、会社の沿革及び組織については、パンフレットでも可とし、編冊に含めること。

(4) 提出部数

15 部（正本 1 部・副本 14 部）

(5) 提出先

大分市大字海原 916 番地の 3
大分市教育委員会 大分市学校給食東部共同調理場

(6) 提出方法

持参とし、それ以外の方法による提出は認めない。

(7) 参加辞退届

参加表明書兼参加資格審査申請書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式 7）を提出すること。

(8) 書類審査

参加資格等について書面による審査を実施する。

結果通知発送予定月日 令和 8 年 1 月 30 日（金）

12. プレゼンテーション及びヒアリング

書類審査実施後、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

令和8年2月中旬頃(予定)

※別途通知する。

(2) 場所

別途通知する。

(3) 実施時間

30分程度(プレゼンテーション15分程度、ヒアリング質疑応答15分程度)

※準備・撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者

5名までとする。統括責任者として配置予定の者(以下「予定統括責任者」という。)の出席は必須(出席できない特段の理由があるときは市教委の許可を受けること)とする。なお、出席者名簿を実施日の前日までに提出することとし、予定統括責任者の資格(従事実績、栄養士免許等)が確認できる書類を添付すること。

(5) プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。またスクリーンは市教委で準備するが、機器等を使用する場合は電源等につき、事前に市教委と打合せること。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの順番等

書類の受付順とする。辞退が出た場合は、順次繰上げる等の方法により対処する。また、プレゼンテーションについては、別添2「選定基準」の評価項目の順に沿った内容とすること。

(7) 追加書類

選定委員会等より、追加書類の提出を求められた場合のみ提出することができるとし、提出を求められていない場合は資料等の追加提出は認めない。

13. 提案書等に関する条件

(1) 委託料等に関する条件

① 履行の確認等

業務受託事業者は、令和8年8月分から毎月5日(その日が閉所日のときには翌開所日)までに、前月分の業務完了報告書を市教委に提出する。

② 委託料の支払い

委託料は、令和8年8月分から初回として支払う。業務受託事業者は、市教委から業務委託の完了を確認した旨の通知を受けたときは、当該月分の委託料を市教委に請求することができる。市教委は、所定の当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

なお市教委が業務受託事業者に支払う各月の委託料の額は、各年度委託料の額を12ヶ月（令和8年度は8ヶ月、令和11年度は4ヶ月）で均等に分割した額とする。この場合、各月の委託料は百円未満を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は毎年度最終の請求における請求額に加える。

③調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（基本給食実施回数×基本調理数）と実際の年間調理数が著しく異なった場合には、市教委と事業者と協議の上、委託料の額を変更することができる。なお、その場合の変更後の委託料は、当該年度の変更後設計額に、当該年度の変更前設計額に対する当該年度の当初の委託料の割合を乗じた額とする。

（2）リスク管理方針

業務委託契約締結後の市教委と業務受託事業者の主なリスク分担方針は、次のとおりとする。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市教委	業務受託事業者
調理等業務の中止・延期に関するリスク	業務受託事業者の業務放棄、破綻		○
許認可リスク	調理等業務の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	調理等業務内容の変更		○
運営費上昇リスク	食数の著しい増加以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	業務受託事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入等に関するリスク	業務受託事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

（3）遵守法令

- ①法令・・・学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- ②要綱等・・・学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連要綱等

14. 業務委託実施に関する事項

(1) 業務委託の継続が困難となった場合

①業務受託事業者の債務不履行の場合

(ア) 市教委は、業務受託事業者が本業務委託を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本業務委託の実施を求めることができる。

(イ) 履行保証人は、前項の規定による本業務委託の実施の請求があったときは、業務受託事業者に代わって本業務委託を実施しなければならない。

②当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合
不可抗力、又は業務受託事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市教委及び業務受託事業者双方により業務継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市教委又は業務受託事業者は、契約を解除する。

(2) 市教委による本業務委託の実施状況の監視

市教委は、業務内容を確認するため、本業務委託の実施状況の監視を次のとおり実施する。

①モニタリング

市教委は、業務受託事業者が提供する業務内容及び雇用状況等の把握を目的に、定期又は随時に監視する。また、報告書等の提出を求めることがある。

②支払いの減額等

業務委託契約書及び要求水準書等で定められた業務内容水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

15. 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書兼参加資格審査申請書の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権

採用した企画提案書等の著作権は市教委に帰属する。ただし、不採用となった企画提案書等の著作権は原則として、書類の作成者に帰属する。

(5) 情報公開

提出された企画提案書は、大分市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には原則公開とする。

(6) 提出書類の取扱い

提出書類については変更できないものとし、不採用となった応募事業者の提出書類は、提出時に返却を希望した場合に限り、正本1部を除き返却することとする。

(7) 資料の取扱い

提出書類作成に伴い市教委より受領した資料は、市教委の了解なく公表または第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(8) 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ①書類の提出方法、提出先又は提出期限のいずれかに適合しない場合
- ②提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤著しく信義に反する行為があった場合

(9) その他

- ①予定統括責任者の変更については市教委に届出をし、承認を得るものとする。この場合、新たな統括責任者は、変更前の統括責任者と同等以上の経験等を有することを条件とする。
- ②企画提案書に記載する内容は、履行可能な内容に限る。
- ③業務受託候補者決定後、応募事業者名を公表する。
- ④選考結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- ⑤プレゼンテーション・ヒアリングに参加しない場合は失格とする。

(10) 担当課

〒870-0108 大分市大字海原 916 番地の 3

大分市学校給食東部共同調理場

TEL 097-521-7832 FAX 097-521-7842

電子メールアドレス tobuchori@city.oita.oita.jp